

西パ健発第 18A0913 号  
平成 30 年 9 月 26 日

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合  
理 事 長 三 木 秀 一

### 随時改定の年間平均による算定方法について

平素は健康保険組合の事業運営に、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、平成 30 年 10 月 1 日以降の随時改定より、通常の随時改定の報酬の月平均額と年間の報酬の月平均額と大きな差が生じる場合、一定の要件を満たせば年間平均を用いた随時改定を行うことができるようになります。

詳細については、下記のとおりになりますので、被保険者及び事務担当者様にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、健康保険組合と日本年金機構に提出する申立書と同意書の記載内容は、同じ内容で申請してください。

### 記

#### 1. 概要

業務の性質上、例年固定的賃金の変動月に非固定的賃金が増加するという実態が発生し、通常の方法による随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、新たに年間平均による随時改定ができるようになります。

#### 2. 届出方法

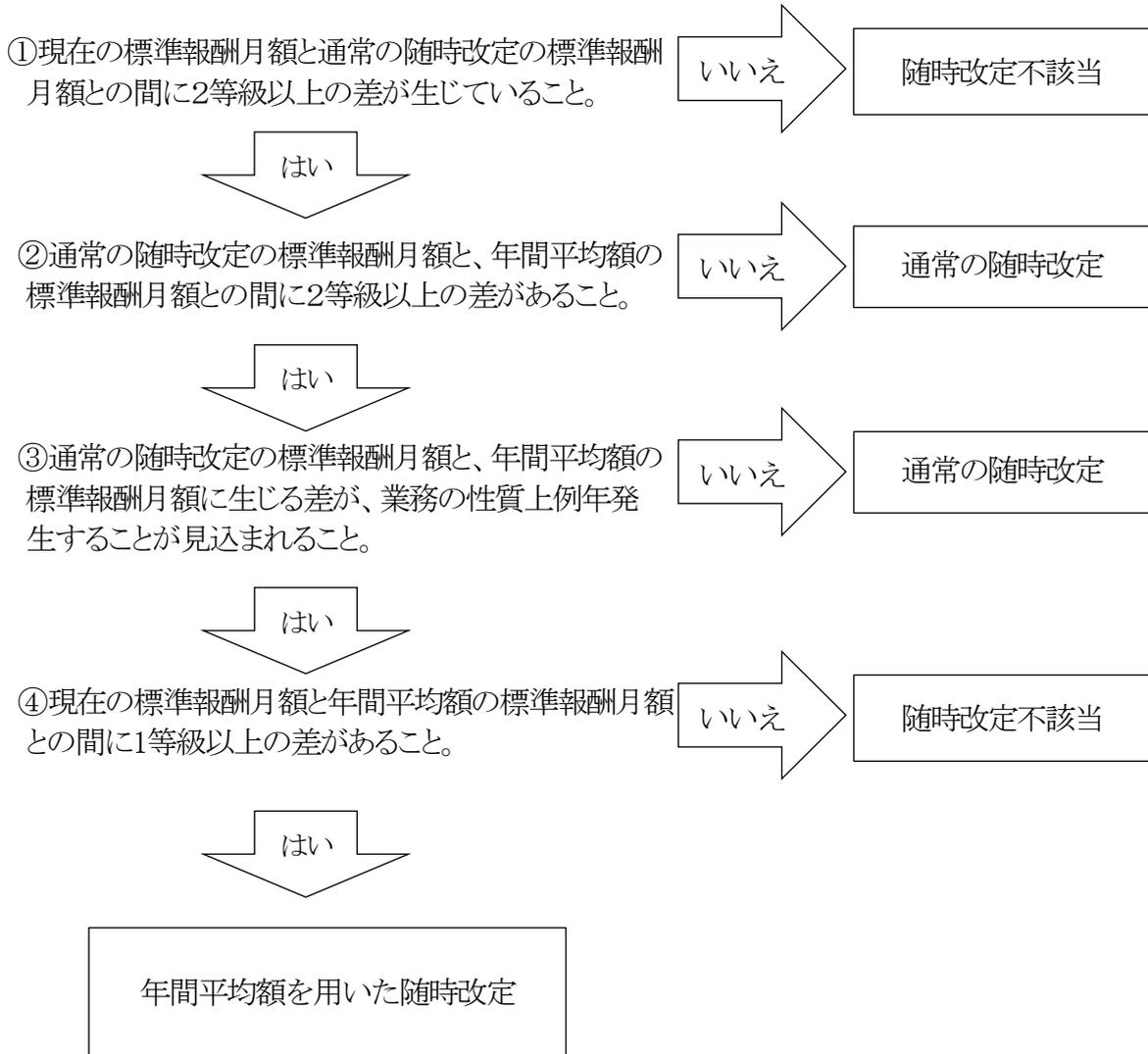
事業主が被保険者の同意を得たうえで申し立てすることになります。

具体的には、以下の書類の提出に併せ、月額変更届の備考欄に「年間平均」と記載し届け出るようになります。

- (1) 年間報酬の平均で算定することの申立書[随時改定用](別紙 1)
- (2) 年間平均による随時改定に係る賃金等を記載した書類(賃金台帳等)
- (3) 被保険者の報酬及び同意を確認する用紙[随時改定用](別紙 2)

### 3. 要件

以下の4つの要件すべてを満たした場合に該当します。



### 4. 留意事項

- ・同意書については、原本を事業主が保管し、写しを健康保険組合に提出してください。
- ・12か月間に受けた非固定的賃金の年間平均額を算定するためには、算定対象3か月以外に最低1か月以上の稼働実績が必要となります。
- ・例年季節的な報酬変動がある部署に異動した場合でも、報酬月額の平均の計算対象となる月であれば、異動前の部署で受けた報酬も含めて報酬月額の平均を計算することになります。

※この取扱いの詳細については、健康保険組合(06-6941-4635)へお問い合わせください。